令和8年9月1日

小山高校 いじめ対応フロー図

静岡県立小山高等学校

発見

【いじめの疑い・通報・発見】

◆いじめの現場を発見

◆日常の観察（「サイン」や「変化」）

◆本人や保護者からの訴え

◆児童・生徒・保護者などからの情報

◆安心・安全アンケート

◆欠席10日以上の生徒には聞き取り

情報収集（聞き取り）・安全の確保

【必ず複数の職員で対応】

◆予断を挟まず丁寧に聞く

◆できる限り多くの情報

◆聞き取り内容…いつ、どこで、誰が、何を、どのように。

【聞き取り時の注意事項】

◆基本姿勢…被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う

①安心して話せる人や場所に配慮 ②情報の食い違い確認 ③情報提供者の秘密保持 ④詳細かつ正確な記録

「抱え込まず、即報告」

報告・共有・組織対応

◎学年主任

◎生徒指導主事

◎校長・副校長・教頭

≪≪最優先 3日以内に開催≫≫ 【いじめ防止対策委員会】

●校長・副校長・教頭、生徒指導主事
学年主任、担任、養護教諭、部活動顧問
教育相談担当など必要に応じて

◆事実確認

◆協働体制の確立

◆対応方針の決定・共通理解

◇いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年主任・教育相談・養護教諭等）

◇初期の組織対応
（1）情報の整理・共有
（いじめの態様、聴き取り状況等）
（2）対応方針の決定
（心のケア、関係者指導・支援、保護者との協働）

【外部専門家による助言】
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
スクールロイヤーなど

保護者

教育委員会

警察

医療機関

≪連携≫

いじめの解消に向けた指導・支援